

25西南健発第15号  
公 告 第7号  
平成25年4月10日

東京都渋谷区南平台町3番8号  
東京西南私鉄連合健康保険組合  
理 事 長 堀 江 音 太 郎



#### 組合規約中一部変更について

このたび、事業所の削除に伴い、下記のとおり組合規約の一部を変更しましたので、公告いたします。

#### 記

◎当組合の規約の一部を次のとおり変更する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 別表(一)中、

「株式会社相鉄アーバンクリエイツ

神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号」の次の

「株式会社NB建設

神奈川県横浜市神奈川区栄町5番地1」を削除する。

#### 附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成25年5月1日から適用する。